

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）
公募要領

平成 26 年 6 月

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

環境省では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の交付を受けて事業を実施する者の募集を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載されておりですので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付要綱」（以下「要綱」という。）及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って手続等を行っていただくことになります。

I. 低炭素化に向けた公共交通利用転換事業について

1. 事業の概要及び目的

本補助金は、公共交通利用転換事業計画の策定及び当該計画の具体化のために必要となる事業の実施に要する経費の一部を国が補助することにより、マイカーへの依存度が高い地方都市部をはじめとした地域でのマイカーから二酸化炭素排出量の少ない公共交通への利用転換を促進し、もってエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的とします。

本事業では、この目的を達成するため、公共交通利用転換事業計画を策定する調査を行う事業（「公共交通利用転換事業計画策定調査」という）、あるいは、すでに策定された公共交通利用転換事業計画に位置づけられた具体的な事業（「公共交通利用転換事業」という）が補助金の交付対象となります。すでに公共交通利用転換事業計画が策定されている場合、同計画が本補助金を活用して策定されたかどうかは問いません。

2. 補助対象事業の選定について

（１）一般公募による選定

公共交通利用転換事業計画策定調査、または、公共交通利用転換事業のいずれでも、本公募要領に従って一般公募を行い、選定します。

（２）応募資格等

① 本事業の応募資格を有する者は、要綱第４条第２項各号に掲げる協議会に属する次の者としてします。

i) 民間企業、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人、法律により直接設立された法人

ii) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合

iii) 上記のほか、大臣が適当と認めた者

また、それらのうち２者以上の者が共同で補助事業を実施する場合には、共同で応募するものとし、そのうち１者を代表者としてします。ただし、代表者は、本事業を自ら行い、かつ本事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限ります。

② 本事業の補助事業者

本事業の補助を受けることが決定した場合の補助事業者は、①により応募を行った者としてします。

また、２者以上が共同で応募した場合は、代表者を補助事業者とし、代表者以外の者を共同事業者としてします。

なお、代表者は、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総合的な責任を有するほか、補助が決定した以降は事業の進行管理を行っていただくこととなります。

(3) 応募書類について

応募に当たり提出が必要となる書類は要綱第6条の交付申請に必要な書類と同じですが、要綱の様式第1（第6条関係）の交付申請書ではなく、公募要領の様式第1の応募申請書を用いてください。同応募申請書に添付する資料は、以下の書類です。

- ①公共交通利用転換事業計画策定調査実施計画書（別紙1の1）又は公共交通利用転換事業計画に基づく事業実施計画書（別紙1の2）
 - ②公共交通利用転換事業計画策定調査に要する経費内訳（別紙2の1）又は公共交通利用転換事業計画に基づく事業に要する経費内訳（別紙2の2）
 - ③応募者が法人である場合は、次の資料
 - i) 当該法人の定款又は寄付行為
 - ii) 当該法人の概要が分かる説明資料
 - iii) 過去2か年度程度の事業報告及び決算報告（応募時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、本事業を行う年度の事業計画（案）及び収支予算（案）、1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する事業報告及び決算報告とします。）
 - iv) 応募者が（2）の応募資格を有することを示す書類
- ※ ①及び②の書類に添付することとされている資料についても、必ず添付してください。

(4) 応募書類の提出について

① 提出方法

（3）に定めた応募書類を、応募書類の受付期間内に、持参又は郵送により環境省へ提出してください。応募書類は、宛名面に「応募事業者名」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）応募書類在中」と赤字で明記して下さい。

受付期間以降に環境省に到達した書類のうち、遅延が環境省の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けませんので、十分な余裕をもって応募してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によってください。

② 提出先

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館

③ 提出部数

（３）の各書類（紙）について、正本 1 部・副本 7 部を提出してください。また、書類の電子データ（（３）③の書類は不要）を保存した電子媒体（ＣＤ－Ｒ）を 1 部を提出して下さい。

④ 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報とは、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）」以外の目的で使用することはありません。

⑤ 応募書類の受付期間

平成 26 年 6 月 24 日（火）から 7 月 8 日（火） 17 時必着

※ 応募期間以降に当方に到着した書類のうち、遅延が当方の事情に起因しない場合は、応募事業として受け付けません。応募状況や交付決定に応じ、予算配分が可能な場合には、追加公募を行います。

（５）説明会の開催等

① 説明会の開催

本事業に係る説明会を以下のとおり開催します。

日 時：平成 26 年 6 月 26 日（木） 14 時から

場 所：国土交通省 6 階鉄道局大会議室

東京都千代田区霞が関 2-1-3（中央合同庁舎 3 号館 6 階）

② 応募に関する質問の受付及び回答

○ 受付先

東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省水・大気環境局自動車環境対策課

FAX：03-3593-1049

E-Mail：kanri-jidosha@env.go.jp

○ 受付方法

電子メール又は FAX（A4、様式自由）にて受け付けます（電話、来訪等による問合わせには対応しません。）。電子メール又は FAX の件名は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）に関する質問」としてください。

○ 受付期間

平成 26 年 7 月 1 日（火）までの平日 10 時から 17 時まで（12 時から 13 時は除く）

○ 回答

平成 26 年 7 月 4 日（金）17 時までに、説明会参加者に対して FAX により行います（なお、説明会に参加されない方で回答を希望される方は、上記受付期間中に上記受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを登録してください。）。

（6）審査及び事業の選定・内示

応募者より提出された応募書類について、事前審査及び審査委員会による審査を行い、予算の範囲内で補助金交付対象事業を選定します。

応募内容に係る審査は、以下の手順で行います（審査は非公開）。

① 事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された事業内容等の各項目が基礎的要件を満たしているかどうかについて、環境省が審査します。例えば、実施要領の「第二 公共交通利用転換事業計画」及び「第三 公共交通利用転換事業」に示された要件等を満たさない場合など、明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。また、応募書類の明らかなミス（書式・対象事業・経理・積算など）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

② 審査委員会による審査及び審査基準

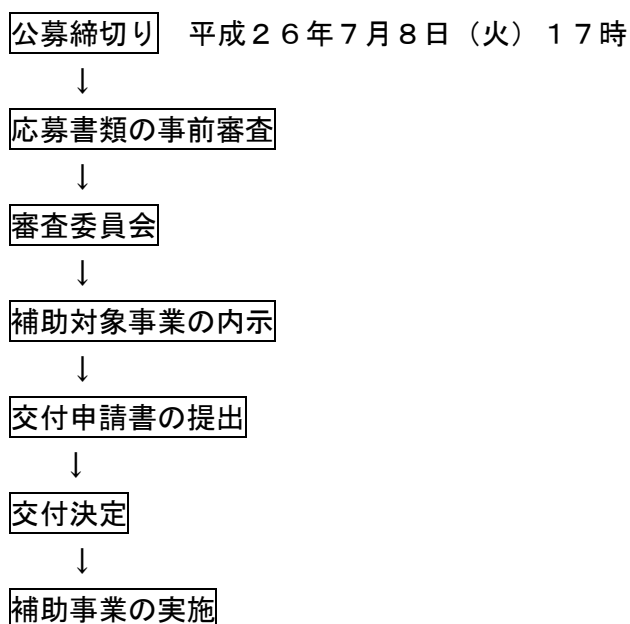
①の事前審査を通過した応募書類について、環境省で審査委員会を設置して書面審査を行います。この審査は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の申請者に係る応募書類審査の手順について」（別添）に基づき、厳正に行います。

③ 事業の選定と応募者に対する内示

審査の結果、採択された事業について、予算の範囲内において、補助金の交付額を決定し、応募者に対し内示します。また、採択に当たっては、事業実施計画書の内容の一部変更を条件とすることがあります。なお、採択結果については、応募者名・事業概要等を環境省ホームページ等に掲載する予定です。

(7) 応募書類提出後のスケジュールについて

応募書類提出後のスケジュールの概略は以下のとおりです。



3. 補助金の交付

(1) 交付申請書の提出

2. (6) により補助金交付額の内示を受けた応募申請者は、要綱第6条に従い、交付申請書を環境大臣に提出してください。補助金交付額の内示を受けた者は、辞退する場合を除き、応募の別に応じて(3)に掲げる書類に、要綱の「平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）交付申請書」（交付要綱様式第1（第6条関係））を添付して2.

(4) ②と同じ提出先に速やかに提出してください。添付する書類は、環境省が特別に指示する場合を除き、応募書類を変更することはできません。交付申請書類一式のファイルも CD-R に格納して送付してください。

(2) 交付決定通知

環境大臣は、提出された交付申請書の内容について事前審査を踏まえて、審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行い、申請者に通知します。

(3) 事業の開始等

応募者は、補助金の交付決定通知を受けた後に事業を開始することが可能となります。

応募者が補助目的を達成するため他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっては、当該契約の契約日は交付決定通知の日付以降となりますので注意してください。

4. その他

以上のほか、必要な事項は要綱及び実施要領に定められていますので、参照してください。

様式第 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

平成 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業) 応募申込書

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素化に向けた公共交通利用転換事業)
について下記のとおり応募いたします。

記

1 事業区分

2 補助事業の目的及び内容

別紙 1 実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額 金 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)

4 補助事業に要する経費

別紙 2 経費内訳のとおり

5 補助事業の開始及び完了予定年月日

年 月 日 ~ 年 月 日

6 その他参考資料

- 注 1 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の 2 決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄付行為を添付すること。また、別紙 1 又は別紙 2 において事業ごとに求めている設備システム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・計算書等を添付すること。
- 2 要綱第 4 条第 3 項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申し込むこと。

別紙 1 の 1

公共交通利用転換事業計画策定調査実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める協議会	※ 協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記載すること。また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
調査の目的・基本方針	※ 調査の目的及び基本方針を 100～200 字程度で記載すること。				

調査の内容、実施方法及びスケジュール	※ 調査の具体的な内容、実施方法及びスケジュールを記載すること。															
事業計画に基づく事業実施までのスケジュール	※ 調査により策定する公共交通利用転換事業計画に基づく事業の実施までのスケジュールを記載すること。															
二酸化炭素排出抑制効果	【CO2 削減効果】 ※ 下記留意事項を踏まえて算定した年間の CO2 削減量を算定する具体的な方法及び削減量見込みを記載すること。 【CO2 削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 CO2 削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 CO2 排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。 <table><tr><td>燃料種</td><td>単位</td><td>値</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>KgCO2/リットル</td><td>2.32</td></tr><tr><td>軽油</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.58</td></tr><tr><td>液化石油ガス（LPG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>3.00</td></tr><tr><td>液化天然ガス（LNG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>2.70</td></tr></table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70														
調査の実施体制	※ 調査の実施体制・組織について簡潔に記載すること。 ※ 2 者以上の事業者による共同事業の場合は、代表事業者と共同事業者の役割分担を明記すること。															
資金計画	※ 調査に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。															
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する調査や事業を行っている場合、又は今後関連する調査や事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。															

注：①本計画書に、調査の仕様書（案）等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

別紙 1 の 2

公共交通利用転換事業実施計画書

事業実施の団体名 (代表事業者)					
事業実施の代表者	氏 名 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
事業実施の担当者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
経 理 責 任 者	氏 名 所 属 部 署 役 職 所 在 地 電話／FAX E-mailアドレス				
共 同 事 業 者	団 体 名	事 業 実 施 責 任 者			
		氏 名	所属部署・役職名	電話／FAX	E-mailアドレス
第 4 条 第 2 項 に 定 める協議会	※ 協議会名、設置の目的、設置日時、会員名、設置の根拠法令等を記載すること。また、会員名簿、協議会の規約等を添付すること。				
事業の目的・内容	※ 事業の目的を 100～200 字程度で記載すること。				
	※ 事業の内容を 300～400 字程度で記入すること。 (公共交通利用転換事業計画における位置づけを明らかにすること。)				

導入設備・車両	※ 事業により導入する設備・車両について、設備・車両ごとにその規模・構造・導入数及び導入場所等を記載すること。設備・車両は、要綱別表第1の第2欄第2項の事業の表記に沿って記載すること（例：幹線系統における輸送力又は速達性の向上のための設備等（LRTシステムの整備に伴う車両の導入））															
二酸化炭素排出抑制効果	【CO2削減効果】 ※1 下記留意事項を踏まえ、事業実施前の1年間におけるCO2排出量を推計する。これに基づき、事業実施後5年間におけるCO2削減量の見込み量を記載すること。 ※2 事業実施後5年間にわたって、毎年度末にCO2削減量をモニタリング・報告するものとし、その具体的な方法について記載すること。 【CO2削減効果の算定に当たっての留意事項】 ※1 CO2削減効果の算定は、自家用自動車から公共交通、自転車又は徒歩に転換したことを示す具体的に検証可能な数値に基づくものとする。 ※2 申請に当たっては、当該数値を把握する具体的な方法を明示すること。 ※3 具体的な数字をもとに推計を行った場合には、その推計の根拠となる算定式を示すこと。 ※4 CO2排出量の算定に当たっては、以下の排出係数を使用すること。 <table><tr><td>燃料種</td><td>単位</td><td>値</td></tr><tr><td>ガソリン</td><td>KgCO2/リットル</td><td>2.32</td></tr><tr><td>軽油</td><td>kgCO2/リットル</td><td>2.58</td></tr><tr><td>液化石油ガス（LPG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>3.00</td></tr><tr><td>液化天然ガス（LNG）</td><td>KgCO2/kg</td><td>2.70</td></tr></table>	燃料種	単位	値	ガソリン	KgCO2/リットル	2.32	軽油	kgCO2/リットル	2.58	液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00	液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70
燃料種	単位	値														
ガソリン	KgCO2/リットル	2.32														
軽油	kgCO2/リットル	2.58														
液化石油ガス（LPG）	KgCO2/kg	3.00														
液化天然ガス（LNG）	KgCO2/kg	2.70														
事業の実施体制	【事業の実施体制】 【設備・車両の維持管理体制】 ※ 導入する設備・車両を申請者以外の事業者が運用・管理する場合には、その事業者等を含めて記載すること。															

資金計画	※ 事業に関する収支と資金の調達計画（方法）を記載すること。公共交通利用転換計画事業全体に係る収支と資金計画を各年度毎に記載すること。また、これまでに実施した関連する事業による補助金の交付状況及び後年度負担額も記載すること。
事業実施のスケジュール	※ 事業のスケジュールを記載すること。事業期間が複数年度にわたる場合には、全行程を含めたスケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施するのかが明らかにわかるように記載すること。また、後年度負担額も記載すること。
備考	※ 他の助成制度により、これまで関連する事業を行っている場合、又は今後関連する事業に取り組むことを計画している場合には、その取組内容を簡潔に記載すること。

注：①本計画書に、導入する設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付すること。

②記載欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用するか、別葉に記載すること。

③記載欄に適宜図表を挿入して差し支えない。図表をオブジェクトとして貼り付ける場合、ファイル容量を抑えるよう最大限努めること。

④公共交通利用転換事業計画及びその基礎となる地方公共団体実行計画、地域公共交通総合連携計画又は低炭素まちづくり計画等を添付すること。

別紙２の１

公共交通利用転換事業計画策定調査に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助金所要額 (3) × 1/3
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳		
人件費	円	@	円 × ○人・日	
業務費	円			
賃金		@	円 × ○人・日	
共済費		@	円 × ○人・日	
諸謝金		@	円 × ○人・日	
旅費		@	円 × ○人×回	
印刷製本費		@	円 × ○冊	
通信運搬費		@	円 × ○ヶ月	
会議費		@	円 × ○回	
・				
・				
・				
合 計	円			

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

別紙 2 の 2

公共交通利用転換事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助金所要額 (3) × 1/2
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳		
工事費	円			
本工事費 (直接工事費)		@	円 × 〇人・工	
材料費		@	円 × 〇人・工	
労務費		@	円 × 〇人・工	
直接経費		@	円 × 〇人・工	
(間接工事費) 共通仮設費		@	円 × 〇人・工	
現場管理費		@	円 × 〇人・工	
一般管理費		@	円 × 〇人・工	
付帯工事費		@	円 × 〇人・工	
機械器具費		@	円 × 〇台	

測量及試験費		@	円 × ○人・工
機械器具費	円	@	円 × ○台
機械器具費			
事務費	円		
事務費			
共済費		@	円 × ○人・日
賃金		@	円 × ○人・日
旅費		@	円 × ○人 × ○回
.			
.			
.			
合 計	円		

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購入予定時期

注：本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。

(別添)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の申請者に係る応募書類審査の手順について

1. 審査委員会による審査

学識経験者等、環境省職員及び国土交通省職員により構成する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）に係る審査委員会において、提出された応募書類の内容について審査を行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

2. 応募書類の審査方法

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素化に向けた公共交通利用転換事業）の申請者に係る応募書類審査基準に基づき、委員毎に採点する。

【採点基準】

・ 優（十分満足できる）	5 点
・ 良（満足できる）	3 点
・ 可（満足できるレベルよりやや劣る。）	1 点
・ 不可（満足できない）	0 点

(2) 採点結果の合計点の委員全員の平均点を算出した上で、補助対象としうる応募内容であるもののうちからその点数が最も高い者から順に予算の範囲内で補助事業者として選定する。

ただし、採点で0点（不可）のものが一項目でもある応募書類は補助対象とはしない。

(3) その他

上記に定めるもののほか、提案書の審査及び採択決定について必要な事項は同委員会が別に定める。